令和5年度(2023年度)

金沢大学法科大学院

入学試験問題

憲法

B日程入試

(注意)

- 1. 問題冊子(表紙を含む)は2枚です。
- 2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
- 3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
- 4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
- 5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題 についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和5年度(2023年度)金沢大学大学院法科大学院入学試験問題

試験科目 :	憲	法
--------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1 (20点)

次の事例を読み、[問い] に答えなさい。

Aは、県立B高校に通う女子生徒である。Aは両親の影響もあり、幼い頃からC宗教の教義を忠実に実践してきた。C宗教の教義では、女性は家の外では、顔と手以外の肌や髪などを露出する服装を禁じられていた。また、B高校においても、髪型や制服に関する校則はなく、Aも、常に長袖、ロングスカート及びスカーフを着用して登校していた。

他方で、B高校では、必修の体育科目の授業として水泳を履修する必要があった。水泳の際に、Aは、手首・足首までを覆う水着の着用を希望したが、それは担当教員には認められなかった。また、肌を露出する水着の着用は、自らの信仰する教義に反すると考えたAは、水泳の授業に参加する代わりに、授業を毎回参観しては、授業内容を記録したレポートを体育の担当教員に提出した上で、提出レポートを代替措置として認めてほしいと訴えた。しかしながら、担当教員は、宗教上の理由による代替措置を認めた前例がないという理由から、いずれも受け取りを拒否した。

そのため、Aは、体育科目のうち、水泳については欠席扱いとなり、その結果、体育科目の単位を取得することができず、原級留置処分となった。また、その翌年には同様の理由により続けて原級留置処分となった。B高校は、二度の原級留置処分の場合は自動的に退学となる学則が定められていたことから、Aは退学処分となった。

「問い」

上記事例に含まれる憲法上の問題点について、関連する判例に触れつつ論じなさい。

問題2 (5点)

国会の立法不作為が国家賠償法上違法となるのはどのような場合か、関連する判例に言及しつつ説明しなさい。